

令和3年度神栖市職員採用試験案内
(第1回：令和3年7月1日採用予定)
<事務：任期付職員>

1 職種、採用予定人員、勤務場所及び職務

職種	採用予定人員	勤務場所及び職務
任期付職員（事務）	3名程度	市長部局、教育委員会等の各課又は公の施設で、住民にとって身近な業務（主に窓口、福祉業務、相談業務等）や各種事業の調査、環境整備のほか、パソコン操作を伴う一般行政事務に従事します。
任期付短時間勤務職員（事務：障がい者）	1名程度	

2 任用期間及び勤務形態等

任用期間

令和3年7月1日から令和5年3月31日まで
ただし、勤務成績等を考慮して、上記任用期間の末日の翌日から起算して最長で1年を超えない範囲で更新する場合があります。

勤務形態等

原則として、週38時間45分（1日7時間45分）勤務とします。
短時間勤務職員は、原則として、週31時間（1日7時間45分）勤務とします。
勤務場所、勤務の必要性に応じ、時間外勤務や週休日（土・日曜日）、祝祭日勤務もあります。

3 受験資格

(1)の資格をすべて有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない人

(1) 資格

- ① 昭和51年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
- ② 令和3年3月までに学校教育法による高等学校以上を卒業した人
- ③ 現在、神栖市任期付職員として任用されていない人

※任期付短時間勤務職員（事務：障がい者）の受験を希望する人は、①から③に加えて、次の④から⑥の事項のすべてを満たす人

- ④ 次のアからエに掲げる手帳等のいずれかの交付を受けていること
ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1級から6級）
イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）
ウ 都道府県若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳
エ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ⑤ 通常の勤務時間（原則として週31時間、1日7時間45分）に対応できる人
- ⑥ 活字印刷文による出題に対応できる人

(2) 欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ウ 神栖市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験の方法

試験は作文試験及び面接試験。

(1) 試験

試験区分	方 法
作文試験	主として文章構成力・表現力等について試験を行います。
面接試験	個別面接により主として人物について評定を行います。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、試験内容が変更となることがあります。

※各試験を棄権した場合は不合格とします。

(2) 資格調査

受験資格の有無等について調査します。

5 試験日時及び試験会場

職種	区分	試験日時	試験会場
共通	競争試験	令和3年5月29日(土) <u>作文試験</u> 受付開始 午前8時15分 説明開始 午前8時45分 試験開始 午前9時00分 試験終了 午前10時00分 <u>面接試験</u> 午前10時15分から受験番号順に実施します(試験時間 15分程度)。 受験申込者の人数により、面接試験日時が変更となる場合があります。	神栖市役所分庁舎 ※試験会場は変更する場合があります。 <u>受験申込者の人数等により、試験日時、試験会場が変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。</u>

6 合格者の発表

区 分	期 日	方 法
試験合格発表	6月上旬頃	市役所前の掲示板及び市ホームページに合格者の受験番号を掲示公開するほか、全員に合否の結果を通知します。

7 合格から採用までの経路

合格者は、採用候補者名簿(有効期間1月)に登載され、採用者が決定されます。採用の時期は、原則として令和3年7月1日以降になります。

なお、採用候補者名簿登載者以外に、辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがあります。

「補欠合格者」は、令和3年7月1日までを有効期限とする補欠合格者名簿に登載されますが、必ず採用になるとは限りません。

8 試験結果の開示について

開示請求は受験者本人のみとし、希望する場合には、本人が市役所職員課へ直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

請求ができる人	開示する内容	開示の期間	開示の場所
受験者	総合得点及び順位	合格発表の日から1週間	市役所職員課

9 給 与

給与は、職員の給与に関する条例、規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合は、次のとおりです。

学 歴	高 校 卒	短 大 卒	大 学 卒
給料月額	154,900円	165,900円	188,700円
短時間勤務	123,920円	132,720円	150,960円

(注) 1 このほか、期末手当、勤勉手当、地域手当(6%)、通勤手当、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。

2 初任給の決定については、学歴、職歴を加味する場合があります。

※ 上記の内容は、令和3年4月現在のもので、今後の給与改定等により、額が変動する場合や支給される手当が変更になる場合があります。

10 受験手続き及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書等一式は、市のホームページからダウンロードするか、市役所職員課で配付しています。また、下記のとおり郵便でも請求できます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に(職員採用試験申込書請求)と朱書すること。

○「氏名、返信先、連絡先(電話番号)」

※140円分の切手を必ず同封してください。

(2) 申込受付期間及び提出方法

申込受付期間 令和3年5月6日(木)～令和3年5月20日(木)

申込提出方法 申し込みは、休日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとし、市役所職員課へ持参してください。また、郵便で申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、「簡易書留」等確実な方法でお送りください。

※5月20日午後5時までに市役所職員課へ到着したものに限り受け付けます。

※インターネットによる申し込みはできません。

※提出された書類は返却いたしません。

(3) 試験申込み時の提出書類等

ア 申込書兼受験票 1部(所定の申込書を使用し、写真を1枚必ず貼付してください。)

イ エントリーシート 1部

ウ 受験料 不要

エ 任期付短時間勤務職員(事務：障がい者)の受験希望者は、「3 受験資格」(1)④

ア～エのうち、自身が該当する手帳等の写し

※上記の提出物は、ボールペン(消せるボールペンは不可)または万年筆を用い、必ず自筆で記入してください。

※ 郵便申込の場合は、受験票の送付のため、住所、氏名を明記し、404円分の切手(簡易書留代金を含む。)を貼付した長3封筒を提出してください。

※指定された提出書類に不備がある場合は受付できません。
※提出し、受付された書類は返却いたしません。

(4) 採用試験時にご持参いただく書類等

- ① 健康診断書（健康診断受診後6か月以内、写し可。）
- ② 欠格事項照会同意書
- ③ 身分証明書（本籍地のある市区町村の戸籍担当課で発行できる、本籍地の市区町村長が証明した「身分証明書」という名称の書類であり、戸籍や住民票とは異なります。）
- ④ 最終学校の卒業証明書（卒業証書の写しも可）

※①、③、④について、当日の試験時に提出できない場合は、試験終了後、速やかに提出してください。

(5) 「試験会場」は、受験者数により変更となる場合があります。変更となる場合は、神栖市ホームページでお知らせします。

(6) 申込書の請求及び送付先

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
神栖市役所総務部職員課 宛

1 1 その他

(1) 申込みを受理した受験申込者には、受験票を交付します。

(2) 申込の際には、必ず受験票に最近3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き縦4cm、横3cmの写真1枚（裏面に「氏名」を記載）を貼ってください。
写真の貼付がない場合は、受付できません。

(3) 任期付職員の採用は、任期の定めのない職員の採用とは無関係であり、任期の定めのない職員の採用の際に優先されるものではありません。